機密性２

総（庶）第３５９号
令和３年５月１０日

三重県土地家屋調査士会
会長　古　尾　圭　一　殿

津地方法務局長　中　井　幸　雄

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う法務局の業務継続を確保するための事務処理体制の整備について（協力依頼）

平素は，法務行政の円滑な遂行につきまして，格別の御理解と御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，新型コロナウイルス感染症については，現在，４都府県（東京都，京都府，大阪府及び兵庫県）を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づく緊急事態宣言が発令され，本月１２日から愛知県と福岡県が緊急事態宣言の対象地域に加えられる見込みです。

また，現在，９道県（宮城県，沖縄県，埼玉県，千葉県，神奈川県，愛媛県，北海道，岐阜県及び三重県）が，特別措置法に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）を実施すべき区域に指定されています。

三重県においては，１２市町（桑名市，いなべ市，木曽岬町，東員町，四日市市，菰野町，朝日町，川越町，鈴鹿市，亀山市，伊賀市及び名張市）がまん延防止等重点措置の対象地域とされ，三重県は，県内の全ての事業者に対し，ローテーション勤務や時差出勤，自転車通勤，オンライン会議ツールの活用等，接触機会低減の取組に加え，在宅勤務（テレワーク）の推進により，地域や業務の特性も踏まえ出勤者の７割削減に取り組むよう求めています。

このような状況に鑑み，当局四日市支局，桑名支局，伊賀支局及び鈴鹿出張所（以下「出勤抑制庁」という。）におきましては，まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されている間，在宅勤務の実施により出勤する職員数を縮小して業務を行うこととしました。

このため，出勤抑制庁においては，登記及び供託事件等の処理に時間を要すること等が予想されますので，貴会会員の皆様に御理解と御協力をいただきますよう，周知方お取り計らいをお願いします。

なお，当局において事務の効率的かつ迅速な処理を維持するには，オンラインにより登記の申請をしていただくことが，最も効果が大きいものとなりますので，引き続き，オンライン登記申請の積極的な活用をお願いしますとともに，感染防止のため，登記事項証明書及び印鑑証明書等の取得について，オンライン請求及び郵送請求を利用していただくよう，併せてお願いします。